

岡労基発0910第1号

令和8年9月10日

関係行政機関・事業者団体 各位

岡山労働局
労働基準部長



「可動な障害物」による転倒災害の注意喚起について（周知依頼）

平素から、労働行政の推進に御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、岡山県内では、令和7年中に休業4日以上 の転倒による労働災害が約600件発生しており、その約4分の1は、通路上の荷物、資材、器具、コード、ホース等の「可動な障害物」を起因物とするものです。

「可動な障害物」は、整理整頓、置き場の明確化、使用後の収納、作業方法の見直し等によって除去又は低減することが可能 なリスクです。

このため、当局では、別添のとおり、職場における典型的な事例と具体的な予防行動を示した啓発リーフレットを作成し、県内の事業場に対して注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、貴機関又は貴団体におかれましても、本取組の趣旨を御理解いただき、別添リーフレットを会員事業場、関係事業場等へ配布いただくとともに、ホームページ、メールマガジン、機関紙、広報誌等の広報媒体を活用して周知いただきますよう、御協力をお願いいたします。

併せて、床や通路への物の仮置きを行わないこと、使用した物は速やかに所定の置き場へ戻すこと及び通路上の障害物を放置しないことについて、会員事業場等へ周知いただきますようお願いいたします。

チラシデータの
ダウンロードはこちらから



（問合せ先）

岡山労働局 健康安全課 松下

住所 岡山市北区下石井 1-4-1

電話 086-225-2013

E-mail matsushita-kouji.ch2@mhlw.go.jp

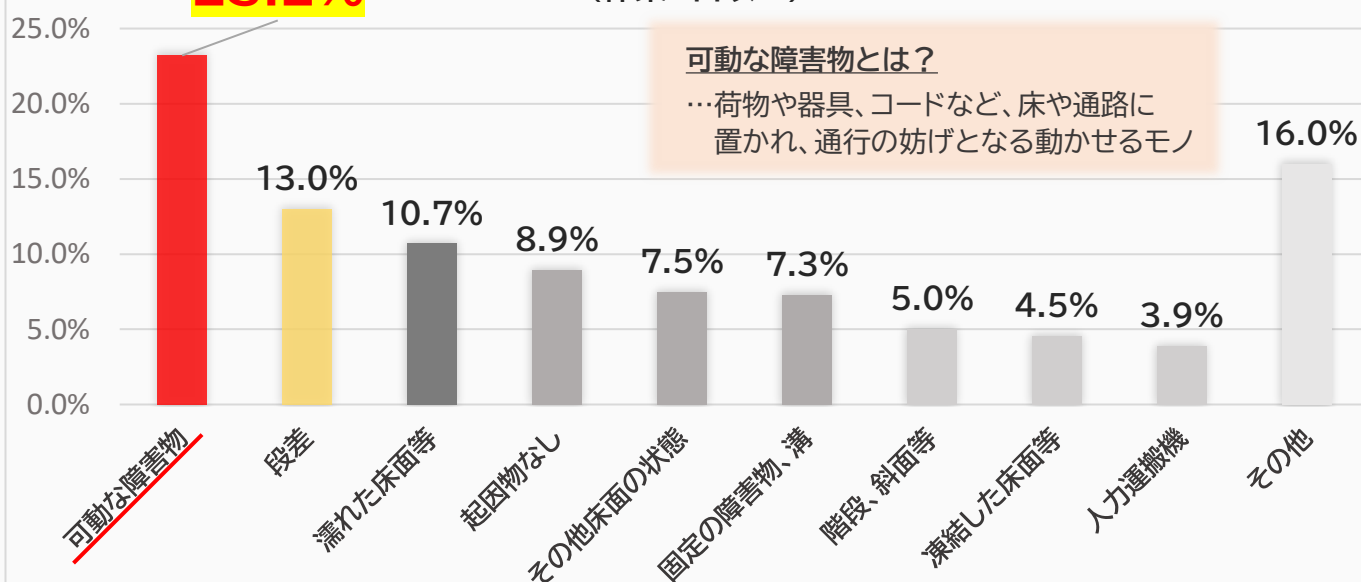
そのちょい置きが、 長期休業のきっかけに。

その転倒災害、原因は“足元のモノ”かもしれません。



岡山県内では、令和7年中に約600件の転倒労働災害が発生しました。
その約4分の1は、通路上の荷物やコードなどの「可動な障害物」によるものです。
転倒労働災害を防ぐため、身近な「ちょい置き」を見直しましょう。

R7年 転倒災害の起因物別の割合
(休業4日以上)



※令和7年発生 of 休業4日以上 of 転倒労働災害から集計

(裏面で「ちょい置き」の具体例をチェック！)



ちょい置きをやめて、
安全な通路をつくりましょう。

- ☒ 通路にモノを置かない！
- ☒ 使ったら元の場所に戻す！

- ☒ 足元をよく見て、あわてず行動！

職場の典型的な“可動な障害物”について

パレット

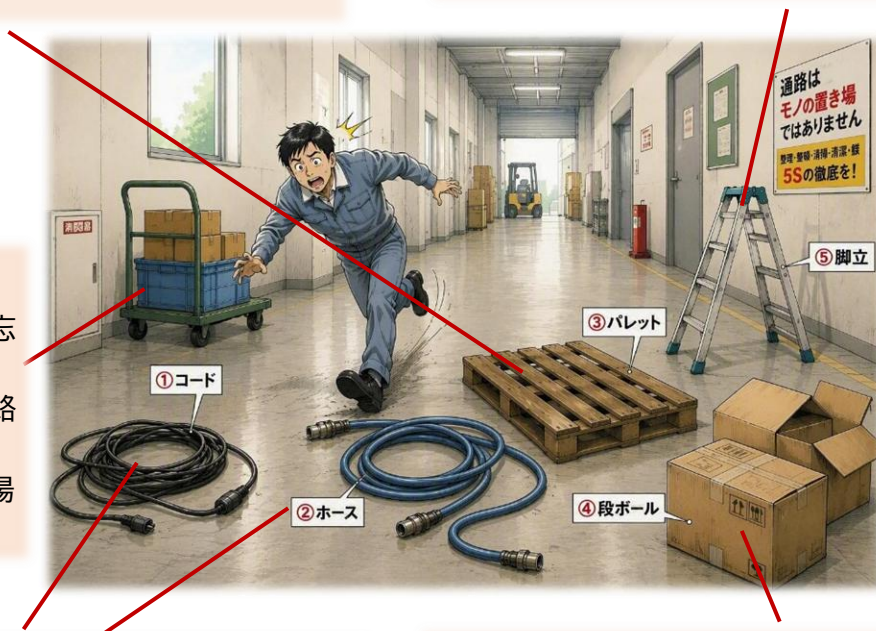
大きくて目立つのに、通路に残されがちな障害物。幅を取るため、つまずきや無理な迂回を招きます。使用後は、速やかに決められた置場へ戻しましょう。

脚立

使った後に、通路へ残されやすい脚立。張り出した脚に足を引っ掛け、脚立ごと倒れる危険も。使用後は放置せず、決められた場所へ収納しましょう。

台車

便利な反面、使用後に置き忘れられがちな台車。通路をふさぎ、歩行者の進路を妨げます。使用後は、すぐに所定の置場へ戻しましょう。



※このほか、カバンやワゴン、歩行器、清掃用具など、職場によってさまざまな「ちょい置き」が発生しがちです。

コード、ホース

いつの間にか通路へ飛び出す、足元の伏兵。足に引っ掛けたり、踏んで滑ったりして転倒の原因に。使用後は元の場所へ戻し、使用中は固定・カバーを！

段ボール

置いた人には見えても、ほかの人には思わぬ障害物。「簡単にまたげる」と油断すると、転倒の原因に。床や通路には置かず、使用後はすぐに片付けましょう。

『ちょい置き』をしない・させない心構え



その1 床や通路への「ちょい置き」習慣から脱却しましょう！

▶ 床や通路に物を置かなくても済むよう、置場、レイアウト、作業方法を見直しましょう。

その2 使ったモノは使った人が、元の場所へ戻す！

▶ 「あとで戻す」は置いた人にしか分かりません。
使い終わったら、その場を離れる前に元の場所へ戻しましょう。

その3 見つけた「ちょい置き」は後回しにしない！

▶ 「あとで」「誰かが」ではなく、安全を確認して片付けるか、使用者・管理者へ声を掛けましょう。

